

# 不服申立書

平成17年 1月19日

長野市長 鷺澤正一 殿

長野市三輪5丁目41番23号

株式会社 第一測量設計コンサルタント

代表取締役 近藤恒雄

64歳

## 1. 不服申立てに係る処分の内容

指名停止期間 平成17年1月17日から

平成17年4月16日まで (3ヵ月間)

## 2. 不服申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成17年1月18日 (指名停止通知書を受領したとき)

## 3. 長野市の教示の有無

無し

## 4. 不服申立ての趣旨及び理由

平成17年1月17日付けの指名停止通知書(16契第78号)に対して、行政不服審査法に基づき次の通り不服を申し立てる。

当社は平成13年7月、「談合は犯罪である」との原点に立ち戻り、過去については潔く罪を認めた上で、社会から後ろ指を差されることのない企業活動を歩もうと「脱談合」を宣言し、現在も続けている。過去の罪を認めるには、ルールに則り、課せられる課徴金を納めるのは当然であり、脱談合宣言時からそのつもりでいた。今般の公正取引委員会による課徴金納付命令には何らの異議も無い。

しかし、公正取引委員会による課徴金納付命令の応諾=(イコール)指名停止という措置は、果たしていかがなものか。今回の指名停止措置が「長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準(改正前の基準)」に基づくものであることは十分承知しているが、今回の措置については道理に合わないと感じざるを得ない。

それは、長野県長野建設事務所における同じ談合事件で排除勧告を受けた会社も、指名停止期間は今回の当社と同じ期間(3ヵ月)であったという事実である。自ら談合離脱し排除勧告を受けなかった会社と、当社が談合離脱した以降も1年以上に亘って談合を繰り

返し公正取引委員会の排除勧告を受けた会社が、全く同じ期間のペナルティを課せられており、社会正義が踏みにじられている。権限を有する機関がこのような姿勢で、どうして今後「脱談合」をする企業が現れようか。

指名停止通知書には「今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。」とあるが、既に脱談合を宣言し今もなお実践している当社に一体何を求めているのか。当社の果たした社会的役割について、どう評価しているのか。企業の不祥事が相次ぎ、企業の社会的責任が問われている今日において、古くから日本に根付いていた「談合」という悪しき慣習から勇気を持って足を洗い、更に実名を出して世の中に訴え続けた当社の姿勢について、どのようにお考えなのか。

談合離脱後当社は、同業者から対抗廉売などの嫌がらせに苦しめられ、発注機関からは指名外しを受けるなど、会社は沈没寸前の状態まで追い込まれた。それでもここで倒れたら世の中は良くならないという社員の気概で会社はかろうじて存続し、当社の告発によって、ようやく公正取引委員会の立ち入り、排除勧告へと進展したのである。また全国に広がる脱談合の動きが世論を動かし、国会においても独占禁止法が改正され、告発者保護が検討され始めたところである。その最中に下された措置としては、告発者保護の観点が欠落してはいないか。正しく生きようとする者がいつまでも馬鹿を見る世の中であってはならない。

建設産業界にあっては今もなお独占禁止法違反が蔓延しており、談合は更に巧妙化していく容易に発覚することはない。談合情報も頻繁に耳にするが、情報源が明かされない限り見過ごされ、摘発は難しい。今回の事件も当社の告発が無ければ、摘発は出来なかつたのである。つまり業界内部からの告発が談合排除の有効な手段になっているにもかかわらず、その告発業者を行政処分すれば、処分を承知で告発するような会社は出てくるはずがなく、談合はますます闇に埋もれてしまう。今回の処分はそれを助長する行為である。

現に当社は今もなお、法を遵守して入札等に参加し、同業他社の範として企業活動をしている。談合離脱後から今日までの、当社の苦しみと世の中の変貌ぶりを考えれば、当社の決断がどれほど苦渋の英断であったか、そして社会にどれだけの好影響を与えたかは容易に推察出来るはずである。入札契約適正化法に基づく適正化指針では指名停止は、公共工事の適正な執行の確保と、不正行為の再発防止の観点から運用することとしているので、今回の措置はこれらの趣旨にも相反している。

当社は、悪あがきをするつもりで不服を申し立てていない。今般の如き措置であっては、今後も同じく談合から抜け出ようとする企業はためらい、続くことは難しいと判断するからである。

談合のニュースが後を絶たない毎日であるが、発注者である貴市がアメとムチを公正に使うことで、事態は確実に好転するはずである。談合から足を洗うチャンスと、そのメリットを作り出し、談合離脱を促すこともまた発注者である貴市の責務ではないだろうか。実際このような観点から、長野県においては当社に対して指名停止の措置を講じない旨の表明がなされた。

今回の指名停止措置はあまりにも杓子定規であり、状況による斟酌も全く見られない。長野市議会最大会派である新友会と建設業協会役員との年末の会合で、ある有力議員の「従来からの受注方法は日本の文化だと思っている。」等の談合を容認する発言等を考えると、市行政に対する外部からの働きかけがあり、今回の一連の談合事件における措置に影響を与えていていると思わざるを得ない。

それらの理由から、指名停止の取り下げを申し立てる。

以上